

地方創生の推進に関する重点提言

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないよう公平な条件を整えつつ、国・都道府県・市町村等がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

よって、国は、地方創生の推進、一億総活躍社会の実現に向け、縦割りを排し、省庁横断的な政策を強力に推進するとともに、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

- (1) 地方創生の推進に当たり、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、実効性のある取組を早急に実施すること。
- (2) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な周知活動を展開すること。

2. 少子化対策

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。
- (3) 「ニッポン一億総活躍プラン」にも盛り込まれている、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策については、確実に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。
- (4) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に

行うべきものであることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることは、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を直ちに廃止すること。

- (5) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保すべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。
- (6) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

3. 東京圏一極集中の是正

- (1) 若者の地方就職や「生涯活躍のまち」構想など地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報の充実、地方移住を目的とした住宅の売却に係る税制特例措置の拡充、地域おこし協力隊への財政支援の改善などにより、U J Iターンを促進すること。
- (2) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
- (3) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の創設と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の対象拡充を図ること。

また、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するなど、人材定着にも資する奨学金制度とすること。

- (4) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度を拡充するなど、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

- (5) 参議院選挙制度について速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築すること。

4. 地域経済活性化

- (1) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
- (2) 中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、セーフティネット保証制度の保証枠を十分に確保するとともに、認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の対象要件の拡大など金融支援制度を充実すること。
- (3) 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。
- (4) 耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組に係る財政措置を充実すること。
- (5) 中山間地域や「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。
- (6) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
- (7) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。
- (8) 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。
- (9) コンパクトシティの形成など、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、都市自治体の施策に対し、積極的に支援すること。
- (10) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

と。

(11) 訪日外国人旅行者が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした受入環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

5. 安心安全な暮らし

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成について、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所の整備及び地域の医療情報連携ネットワークシステムの充実のための安定的な財政措置を講じること。

(3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

(4) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

(5) 公共施設等の老朽化対策については、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に対する必要な地方財政措置等を講じること。

また、道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

(6) 地域住民の安全確保等の観点から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家等の有効活用に資する施策を積極的に支援すること。

また、土地や家屋の所有者を明確にするため、引き続き対策を検討すること。

- (7) 地域住民の日常生活に必要な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (8) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

6. 地方創生を実現する財源確保

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 28 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の拡充を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

- (3) 合併特例債については、充当範囲の拡大を図るとともに、現下の建設事情を取り巻く状況にかんがみ、特例期間を延長すること。